

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る経営状況(管財課)  
保険医の登録(保険課)
- 具営土地改良事業による換地計画の決定(農村整備課)  
公共測量の実施(管理課)  
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 職業訓練指導試験の実施(労政・能力開発課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成四年度の経営状況の通知があったので、同条第三

項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

### 平成4年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

#### 1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,233
加入戸数	926,569戸
共済契約金額	4,046,286,212,000円
共済分担金	864,599,814円
罹災戸数	350戸
災害共済金	350,357,070円
復興建築助成戸数	224戸
復興建築助成金	112,495,139円
防火・住宅施設改善助成会員数	222
防火・住宅施設改善助成金	51,701,000円
災害見舞戸数	7,233戸
災害見舞金	107,633,793円
2 収支計算	
(1) 収入	
共済分担金収入	864,599,814円
会費収入	69,017,235円
その他の収入	140,450,589円

当期収入合計 (A) 1,074,067,638円  
 前期繰越収支差額 86,373,359円  
 収入合計 (B) 1,160,440,997円

(2) 支出

事業費 658,987,736円  
 管理費 190,844,341円  
 倉庫管理費 65,926,474円  
 特定預金支出 86,373,359円  
 その他の経費 78,941,732円  
 当期支出合計 (C) 1,081,073,642円  
 当期収支差額 (A)-(C) ▲ 7,006,004円  
 次期繰越収支差額 (B)-(C) 79,367,355円

鳥取県告示第六百二二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
森山 親二	鳥医第四、七四二号	平成五年六月二十一日

鳥取県告示第六百三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第一工区の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年七月十二日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
気高町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第六百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成五年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量、水準測量及び地形測量）
- 二 作業期間 平成五年七月一日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 米子市美吉及び長砂町

鳥取県告示第六百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十月一日 鳥取県指令受都計三十三第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字宮谷字宅本木、字上細田、字下細田及び字六反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成五年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成五年七月十三日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 第四十回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につ

いて

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成5年7月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験を実施する職種

- (1) 機械科
  - (2) デザイン科
- 2 試験の日時

(1) 機械科

ア 学科試験  
平成5年9月10日（金）午前9時から

イ 実技試験

平成5年9月10日（金）午後0時30分から

(2) デザイン科

ア 学科試験  
平成5年9月9日（木）午前9時から

イ 実技試験

平成5年9月9日（木）午後0時30分から

3 試験の場所

- (1) 機械科  
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター
- (2) デザイン科  
鳥取市秋里890 鳥取県工業試験場

4 試験の実施方法

- (1) 試験は、実技試験及び学科試験（関連学科に係る試験に限る。）とする。
- (2) 試験の科目は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、職業訓練指導員免許を受けた者にとっては、関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）の試験を免除する。

免 許 職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
機械科	機械工作	関連学科 1 系基礎学科 ア 機械工学（機械要素・機構と運動） イ 材料（材料力学・金属材料・非金属材料・潤滑油及び切削剤） ウ 工作法（NCI工作法・機械工作法・シグ・工具） エ 測定法（測定及び試験機器・測定法・形状測定・材料試験） オ 安全衛生（安全管理・衛生管理）

	<p>2 専攻学科</p> <p>ア 加工法（切削加工法・研削加工法・金型工作法・精密加工法）</p> <p>イ 機械製図（機械製図法・機械設計法・テクニカルイラストレーション）</p>
<p>デザイン科</p>	<p>デザイン</p> <p>関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>ア マーケティング論（市場調査・仕様及び積算）</p> <p>イ デザイン（デザイン史・構成・色彩・造形・図案・製図）</p> <p>ウ 材料及び加工法（色彩用材料・加工用材料・加工法・各種材料）</p> <p>エ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>ア 工業デザイン（人間工学・製品デザイン・工作法）</p> <p>イ 商業デザイン（広告・印刷・写真・視覚伝達法）</p>

5 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 禁治産者又は準禁治産者
- イ 禁固以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 受験申請書の提出期間
 

平成5年7月26日（月）から平成5年7月30日（金）まで（郵送による場合は、平成5年7月30日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）
- 7 受験申請書の提出先
 

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労政・能力開発課（持参又は郵送による。）
- 8 受験申請書の添付書類
  - ア 履歴書
  - イ 写真（申請前6か月以内に正面から脱帽して撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
  - ウ 試験の免除を受けようとする者にとっては、職業訓練指導員免許を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料及び納付方法
  - (1) 受験手数料
    - ア 実技試験 13,800円
    - イ 学科試験 2,600円
  - (2) 納付方法
 

(1)に掲げる額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄には

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 合格者の発表

合格者の氏名は、平成5年10月8日に鳥取県公報で公示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

11 その他

(1) 受験申請書の用紙は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課において交付する。その交付を郵送により請求する者は、62円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験に対する注意事項(参集時間、携帯品等)は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)に照会すること。